



## 加入の条件はどうなっているの？

条件を満たしている中小企業であれば  
どなたでも加入できます。



### 加入できる企業

**一般業種(製造・建設業等)**

常用従業員数 300人以下  
または  
資本金・出資金 3億円以下

**卸売業**

常用従業員数 100人以下  
または  
資本金・出資金 1億円以下

**サービス業**

常用従業員数 100人以下  
または  
資本金・出資金 5千万円以下

**小売業**

常用従業員数 50人以下  
または  
資本金・出資金 5千万円以下

加入できる企業は、業種によって異なります。

常時雇用する従業員には、1週間の所定労働時間が同じ企業に雇用されている通常の従業員とおおむね同等である者であって、①雇用期間の定めのない者②雇用期間が2か月を超えて雇用される者を含みます。

常時雇用する従業員数または資本金の額・出資の総額のいずれかが上記の範囲内であれば加入できます。ただし、資本金または出資金のない個人企業や、公益法人等の場合は、常時雇用する従業員数によります。加入後、従業員の増加等により中小企業者でなくなった場合、一定の要件を備えていれば、確定給付企業年金制度(DB)、確定拠出年金制度(企業型DC)または特定退職金共済事業に退職金相当額を引き継ぐことができます。

### 加入させる従業員

従業員は原則として全員加入させてください。

ただし、定年などで短期間に退職することが明らかな従業員、休職期間中の従業員、期間を定めて雇われている従業員等は加入させなくてもよいことになっています。

同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も加入できます。

事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も加入できます。詳しくは P4 「Q. 加入の手続きを教えてください」④を参照してください。

### ご注意 (加入できない方)

- ①事業主および小規模企業共済制度の加入者、原則として法人企業の役員。
  - ②中小企業退職金共済法に基づく「特定業種(建設業・清酒製造業・林業)退職金共済制度」の被共済者。
- ※社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している従業員は、中退共制度と重複して加入できないこととされています。



## 掛金月額を選べますか？

年齢、勤続年数に応じて掛金を選べます。



掛金月額は、次の種類から従業員ごとに選択できます。

短時間労働者の方も加入することができます。

掛金月額 16種類	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円
	9,000円	10,000円	12,000円	14,000円
	16,000円	18,000円	20,000円	22,000円
	24,000円	26,000円	28,000円	30,000円

短時間労働者は、16種類の掛金月額の外に3種類の特例掛金月額も選択できます。

**短時間労働者の特例掛金月額 (3種類)**

2,000円 3,000円 4,000円

★短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、同じ企業に雇用される通常の従業員よりも短く、かつ、30時間未満である従業員をいいます。

加入申込先 ▶ 金融機関：銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・商工中金  
 委託事業主団体：労働保険事務組合・中小企業団体中央会・商工会議所・商工会・青色申告会・労働基準協会・ハイヤー・  
 (委託している) タクシー協会・社会保険労務士会・中小企業勤労者福祉サービスセンター・税理士協同組合・TKC企業  
 ところ) 共済会等  
 委託保険会社：取扱先は中退共本部へお問合せください

関係行政機関 ▶ 厚生労働省労働基準局勤労者生活課・都道府県労働福祉主管課・都道府県労働局

当機構とは別に、小規模企業の個人事業主・会社等の役員・個人事業主の共同経営者を対象とした、小規模企業共済制度があります。この制度については、独立行政法人 中小企業基盤整備機構へお問い合わせください。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構  
共済相談室 TEL (050) 5541-7171  
URL <http://www.smrj.go.jp/>